

報告第1号

地方自治法第179条第1項本文の規定に基づき専決処分した葛飾区特別区税条例の一部を改正する条例の報告及び承認について

上記の議案を提出する。

令和3年4月21日

提出者 葛飾区長 青木克徳

地方自治法第179条第1項本文の規定に基づき専決処分した葛飾区特別区税条例の一部を改正する条例の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項本文の規定に基づき、令和3年3月31日葛飾区特別区税条例の一部を改正する条例を次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定に基づき、報告し、その承認を求める。

葛飾区特別区税条例の一部を改正する条例

葛飾区特別区税条例（昭和39年葛飾区条例第49号）の一部を次のように改正する。

第38条の5第1号及び第2号中「同条第4項」の次に「又は第5項」を加える。

付則第5条の2中「同条第4項」の次に「又は第5項」を加え、「令和3年3月31日」を「令和3年12月31日」に改める。

付 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。